

中小企業イノベーション創出推進事業に係る統括運営委員会
設置要綱

(目的)

第1条 中小企業イノベーション創出推進事業(以下「当該事業」という。)に係る、統括運営委員会を次のとおり設置する。

(統括運営委員会の業務)

第2条 統括運営委員会は、厚生労働省が実施する「中小事業イノベーション創出推進事業」において採択するプロジェクトの統一的な進捗状況の把握等を行うことを目的とする。

(統括運営委員会の組織)

第3条 統括運営委員会の構成員は次のとおりとする。

- 2 医政局研究開発政策課長
- 3 当該事業統括プログラムマネージャー
- 4 当該事業プロジェクトリーダー
- 5 医政局研究開発政策課職員はオブザーバーとして参加することができる。

(統括運営委員の任期等)

第4条 前条に定める統括運営委員の任期は、中小企業イノベーション創出推進事業が廃止されるまでとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合はその後任者を充てる。

- 2 統括運営委員には、謝金及び交通費を支給することができる。

(統括運営委員会の長)

第5条 統括運営委員会に委員長をおく。

- 2 当該事業統括プログラムマネージャーを委員長とする。
- 3 委員長は、統括運営委員会の議事を運営する。

(統括運営委員会の開催)

第6条 統括運営委員会は、事務局が招集し、必要に応じて構成員以外の者の協力を得ることができる。

- 2 統括運営委員会の出席には、開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した統括運営委員会への参加を含めるものとする。

- 3 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し書面による審議を行うことを通知し、委員会を開催することができる。
- 4 統括運営委員は書面により審議に加わることができる。

(統括運営委員会の事務局)

第7条 統括運営委員会の庶務は、医政局研究開発政策課と一般社団法人低炭素投資促進機構において行う。

(秘密保持等)

第8条 統括運営委員会に従事する者は、職務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 前各項に掲げるもののほか、統括運営委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

- 2 統括運営委員会における議事要旨は、原則として公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、議事要旨の一部または全部を非公開とすることができる。

附 則

1. この要綱は、令和5年8月30日から施行する。
2. この要綱は、中小企業イノベーション創出推進事業が廃止されたときに失効する。